

動物園入園料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市都市公園条例(昭和37年浜松市条例第12号。以下「条例」という。)第10条第4項に規定する特別の理由があると認める場合における使用料(以下「入園料」という。)の減免について、必要な事項を定める。

(入園料の減免)

第2条 動物園の利用の場合において、条例第10条第4項に規定する特別の理由があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

- (1) 幼稚園、小学校又は中学校の正規の教育活動として動物園を利用する幼児、児童、生徒等を引率する教職員が動物園を利用する場合(当該教育活動を行うための下見として教職員が動物園を利用する場合を含む。) 免除(当該下見として教職員が動物園を利用する場合にあっては、4人分に限る。)
- (2) 保育園、認定こども園又はこれらに準ずる施設における行事の一環として動物園を利用する乳児又は幼児を引率する職員が動物園を利用する場合(当該行事を行うための下見として職員が動物園を利用する場合を含む。) 免除(当該下見として職員が動物園を利用する場合にあっては、4人分に限る。)
- (3) 国、地方公共団体その他の公共的団体が開催する公共的又は公益的事業に参加する者が動物園を利用する場合 当該利用の態様等を考慮して市長が認める額
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特別に必要なと認める場合 当該利用の態様等を考慮して市長が認める額

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所又は
所在地

名称及び
代表者氏名

電話番号及び
担当者氏名 ()

使用料減免申請書

使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

記

都市公園名	館山寺総合公園	施設名	浜松市動物園
利用年月日	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
利用者	園児 名 小・中学生 名	引率者 名	保護者 名
減免を受けようとする理由	例) 校外学習(遠足)における園児引率のため		
その他	来園方法 路線バス 貸切バス(台 バス会社名) (駐車希望場所 動物園駐車場・フラワーパーク駐車場) その他 ()		

保護者は減免の対象外です。利用者数把握のためご記入をお願いします。

申請書は来園日の10日前までに提出してください。(FAX 053-487-1125)